

不登校対応資料 Vol.5

豊かな学校生活のために

～チームで切れ目のない援助を～



○はじめに

- 1 本県の状況について
- 2 援助の基本的な考え方と進め方
- 3 不登校対応は、はじめの1週間がカギ
- 4 困っている児童生徒をチームで援助
- 5 「理解シート」「援助チームシート」の作成
- 6 「援助チームシート」作成のポイント
- 7 「できる援助」で継続援助を
- 8 学習支援と学習機会の確保を

[資 料]

- I 理解シート
- II 援助チームシート
- III SOSチェックリスト
- IV 生活＆睡眠振り返りシート
- V 子どもたちの今を客観的に把握しましょう！
- VI ネット依存対応資料

福島県教育委員会
平成29年2月



～はじめに～

県教育委員会では、不登校に対する基本的な対応を広め、各校において研修等に活用できる不登校対応資料を作成してきました。Vol.1 では「不登校への対応について」、Vol.2 では「不登校対策ポイント7」、Vol.3 では「不登校対策の見直しと改善」、Vol.4 ではスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）との連携の項目を加えながら、複雑化する不登校の要因に対応できるよう改訂を加えてきました。

東日本大震災及び原子力発電所事故以降、県内ではスクールカウンセラー（以下「SC」という。）や SSW の配置等により、教育相談体制の充実が図られています。その一方で、平成24年度以降、不登校児童生徒数は増え続けています。

児童生徒を取り巻く問題行動等の原因やその背景が複合化・多様化していることに加え、東日本大震災や原子力発電所事故による環境の変化等が影響しているものと考えています。私たちは、これらの諸課題に対応しながら、児童生徒の学校生活をより豊かなものにしていかなければなりません。そのために、各校においては、管理職のリーダーシップの下、教員が一体となって対応できる教育相談体制をより充実させることが求められます。

そこで、重要な役割を担うのが、コーディネーター役の教員です。教育相談の力量を備えた教育相談担当者がコーディネーター役となり、教員や困っている児童生徒の保護者、SC、SSW、関係する各機関等と連絡・調整を行うことで、教育相談体制が充実し、必要な援助を組織的に、効果的に行なうことが可能になります。

今回の不登校対応資料 Vol.5 では、新たな不登校児童生徒を出さないために、不登校となっている児童生徒だけでなく、学校生活の中で困っているすべての児童生徒を、保護者や複数の教員等が連携してチームで援助する手法を紹介します。この手法は、県教育委員会が平成28年度より行っている「教育相談スキルアップ研修会」で取り組んでいる手法です。このチームによる援助と、進級や進学に伴う引継ぎにより、切れ目なく適切な援助を通して、児童生徒の成長を支えていきましょう。

県教育委員会では、「教育相談スキルアップ研修会」を通して、コーディネーター役となり得る教員の養成に取り組んでいます。各校において教育相談のコーディネーター役の教員を位置付けて、教育相談体制のより一層の充実を図っていただきたいと思います。

なお、コーディネーター役の教員や学級担任、養護教諭、SC、SSW など、校内のそれぞれの役割については、Vol.4 の不登校対応資料を参考にしてください。

本資料が各校の取組に活かされ、県内のすべての児童生徒が明るく豊かに学校生活を送り、将来にわたり健やかに成長していくことを願ってやみません。

最後になりましたが、本資料の改訂にあたりご指導、ご協力をいただきました東京成徳大学教授石隈利紀先生、同じく田村節子先生、その他多くの方々に感謝申し上げます。

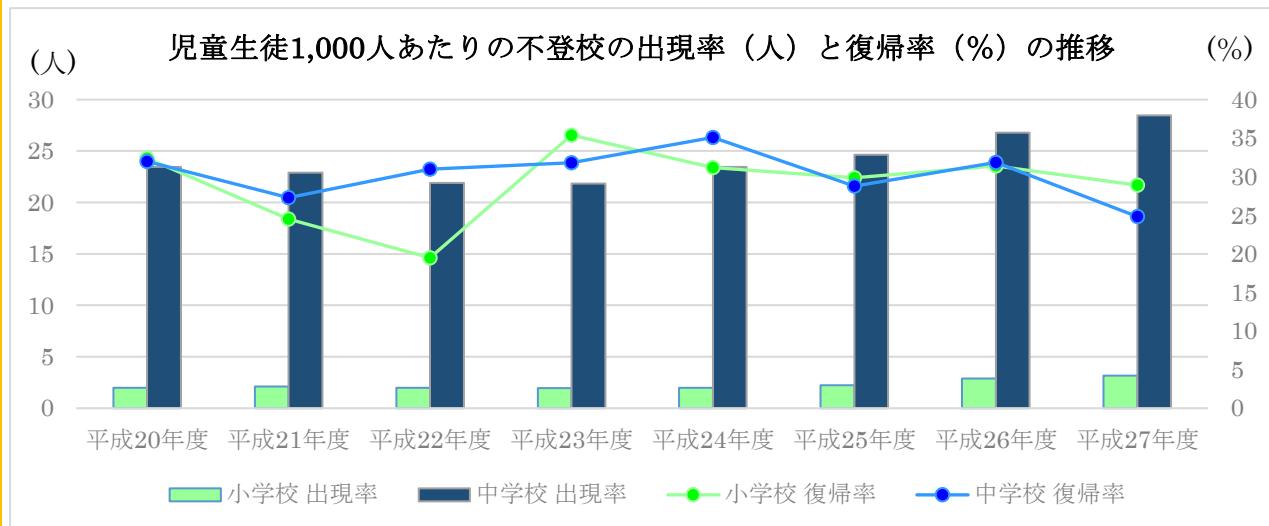


平成29年2月



本県の状況について

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）より



※ 復帰率は、不登校の児童生徒のうち、学校に登校する又はできるようになった児童生徒の割合

- 不登校児童生徒の出現率は、小学校、中学校とも平成24年度以降、増加傾向にあります。
- 不登校児童生徒の復帰率は、小学校では平成23年度、中学校では平成24年度をピークに緩やかな下降傾向にあります。平成27年度は、約25%、復帰できたのは4人に1人の割合です。
- どちらも震災後に変化が見られることから、震災に伴う児童生徒の心のケアに注視しながら、継続して対応する必要があります。

【不登校の要因】（平成27年度調査より）

- 小学校では、学校に係る状況に起因するケースが39.9%、うち「いじめを除く友人関係」が13.6%、「学業不振」が13.3%となっています。
- 中学校では、学校に係る状況に起因するケースが67.4%、うち「いじめを除く友人関係」が25.6%、「学業不振」が24.4%となっています。
- 小学校、中学校とも「学業不振」が要因の一つとなっていることから、引き続き授業の充実に努める必要があります。

【不登校対応のポイント】

以上の状況を踏まえて、今後の不登校に対応する方策として、次のことを進めていきましょう。

- 1 困っている児童生徒を早期に発見し、的確に対応し、「新たな不登校児童生徒を出さない」取組を進めましょう。
- 2 困っている児童生徒には、「理解シート」（資料Ⅰ）や「援助チームシート」（資料Ⅱ）を作成するなど、個々の児童生徒に合った援助計画を策定し、その児童生徒を援助する複数の関係者の手で、組織的・計画的で継続的な援助を行いましょう。
- 3 学校での教育の実施を原則としつつ、特別な事情がある児童生徒には、児童生徒の特性に合った一人一人の学び方を尊重し、個々に応じた援助や学習機会の確保に努めましょう。



援助の基本的な考え方と進め方

1 不登校児童生徒への援助に対する考え方

(1) 児童生徒の将来的な自立を目指しましょう。

「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指しましょう。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分自身を見つめ直す積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクもあることに留意しなければなりません。

(2) 保護者と課題意識を共有しましょう。

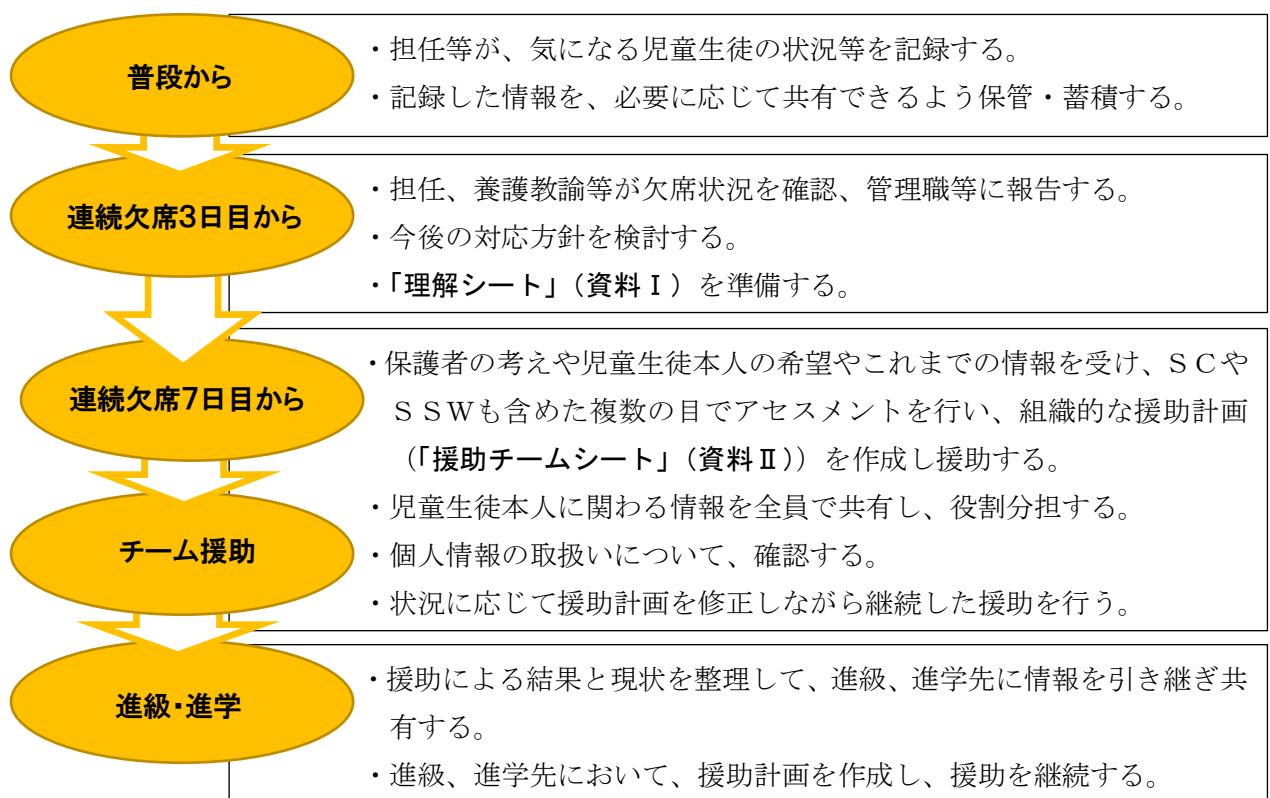
家庭教育は、全ての教育の出発点です。児童生徒の状況によっては、福祉や医療機関と連携して、家庭の状況を把握し、適切な働きかけが必要な場合もあります。そのために、保護者と課題意識を共有して、信頼関係のもとと一緒に取り組む体制づくりが求められます。日頃の電話連絡や家庭訪問などを通して、保護者が気軽に相談できる体制を整えましょう。

2 学校における不登校児童生徒への援助の進め方

困っている児童生徒や不登校児童生徒が、将来、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう一人一人の成長を見守りつつ、欠席のきっかけや継続理由に応じて、適切な援助を行いましょう。

一人一人の課題に対応した切れ目のない援助を行うために、次の図を参考に対応を進めましょう。

「欠席3日目から」「欠席7日目から」は、あくまでも目安です。状況に応じた対応を行いましょう。



- 進級や進学など、生活環境が変わるとときに、欠席が多くなる傾向があります。以前に不登校となっており、現在は復帰した児童生徒についても引継ぎを行い、切れ目のないよりきめ細かな対応を心がけましょう。



不登校対応は、はじめの1週間がカギ

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）では、30日以上の欠席を不登校として定義しています。しかし、実際には30日の欠席のある児童生徒は、はじめの数日間の欠席理由に加え、学習の遅れや生活習慣の乱れといった新たな課題を抱えてしまい、欠席が長期化することが多くなります。

不登校対策は、はじめの1週間がカギです。次の4つの取組を学校全体で行い、新たな不登校を出さないための援助を行いましょう。

○ 欠席したら夕方には電話連絡、2日続いたら家庭訪問を

保護者から「かぜで休ませます」という連絡があったとしても、欠席には、その他にも理由があるかもしれません。電話や家庭訪問を通した「大丈夫？」の一言が、子どもを救うきっかけになります。家庭訪問では、本人に会えなくても、保護者と話すだけでも大きな意味があります。欠席が3日続いたら、その状況を、養護教諭や管理職と共有しましょう。

○ 断続的な欠席でも、「理解シート」の作成を

児童生徒が、休みがちだったり教室での様子に変化が見られたりするときには、早めに「理解シート」（資料I）を作成しましょう。シートを作成することで、気づかなかつた子どもの姿が見えることもあります。

作成したシートは、援助チームで共有しましょう。また、必要に応じて適宜更新し、進級、進学の際には生徒指導の記録として引継ぎましょう。

○ 困っている児童生徒に不安を感じたら「援助チームシート」でチーム援助を

困っている児童生徒に援助を行える担任、コーディネーター、保護者、学年主任、SC、SSWなどが集まって、「援助チームシート」（資料II）を使って、児童生徒の状況を共有し、具体的な援助をいつまでに誰が行うか相談しましょう。相談する時間は、はじめはきちんと時間をとって相談します。慣れてきたら15分から20分の短時間でも効果的です。援助のための会議を、定期的に開き、困っている児童生徒に必要な援助を続けましょう。

○ 定期的なアンケート調査などで、学級の中の児童生徒の状況把握を

いじめアンケートや「SOSチェックリスト」（資料III）やQ-Uなどを利用して、学級集団の状況や児童生徒一人一人の状況を的確に把握しましょう。（（資料V）参照）アンケートなどにより、困っている状況を見つけたら、まずは、本人に「大丈夫？」という声をかけましょう。多くの子どもは「大丈夫です。」と答えるかもしれませんのが、本当に大丈夫であれば、アンケートには書きません。よく話を聞きましょう。

★ 生活の乱れが深刻になる前に ★

休みがちになる原因の一つに、生活習慣の乱れがあります。「生活＆睡眠振り返りシート」（資料IV）を使って、生活の見直しを図ってみてはどうでしょうか。本人が記録することが難しい場合には、保護者に記入してもらって構いません。

ネットゲームやSNSなどによるインターネットの利用が過剰な場合には、いわゆる「ネット依存」（（資料VI）参照）かもしれません。「生活＆睡眠振り返りシート」を、本人、保護者と一緒に見直すことで、本人に生活の乱れを自覚させ、改善したいと思えるように促しましょう。





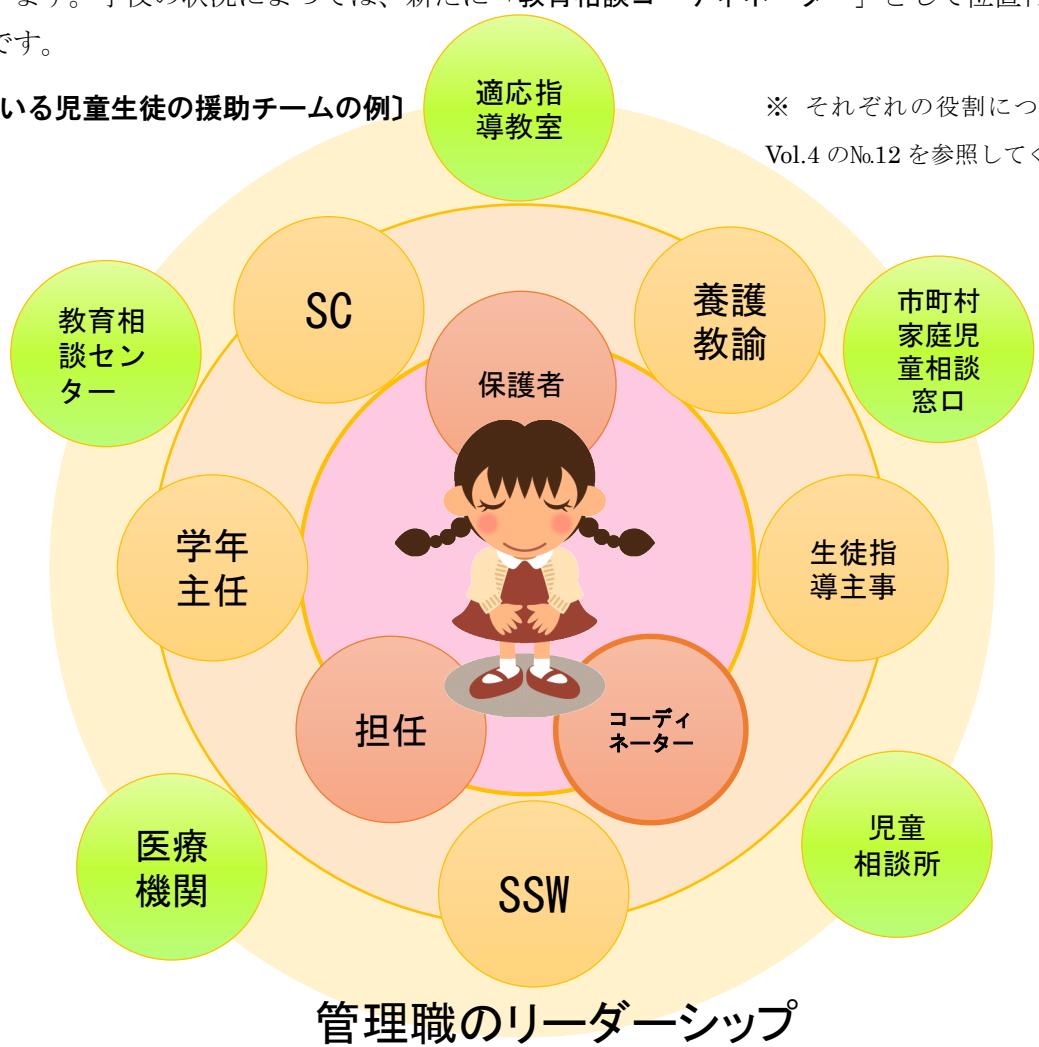
困っている児童生徒をチームで援助

不登校は、本人、家庭、学校など多岐にわたる要因や背景が複雑に絡み合っている場合が多く、学校だけでその対応に取り組むことが困難な場合もあります。そこで校内体制の強化のみならず、関係機関との連携協力等のネットワークによる援助も視野に入れて対応する必要があります。

その際、管理職のリーダーシップのもと、コーディネーター役の教員が中心となり、担任を支えるとともに、困っている児童生徒にとって必要な援助を適切に行うための体制をつくる必要があります。

多くの学校では、生徒指導主事や養護教諭、特別支援教育コーディネーターがコーディネーターを務めています。学校の状況によっては、新たに「教育相談コーディネーター」として位置付けることも有効です。

〔困っている児童生徒の援助チームの例〕



〔チーム援助のポイント〕

- 援助チームの核は、「担任、保護者、コーディネーター」です。これらを支える学校内外の子どもに関わることができる人的資源を活用します。
- コーディネーター役の教員は、個別の援助チームだけでなく、学校全体のコーディネーションを行います。
- 複数の援助者の視点やアンケート結果など、客観的資料をもとに、児童生徒に対して適切なアセスメント(見立て)を行います。
- 援助チームとしての共通の目標を設定し、それぞれの立場(役割)で、可能な援助を行います。



5 「理解シート」「援助チームシート」の作成

各校においては、特別な教育的援助を必要とする児童生徒に対する「個別の教育支援計画」が、個別の課題の状況に応じて作成されていることと思います。不登校をはじめとして困っている児童生徒への援助を行うときにも、同様に「理解シート」(資料Ⅰ)「援助チームシート」(資料Ⅱ)を作成し、当該児童生徒の欠席状況や、具体的な援助策などを共有し、組織的、計画的に支援を行いましょう。資料の「理解シート」と「援助チームシート」は、例示です。学校や地域の実態等に応じて、作成してください。

○ 「理解シート」を作成しましょう (資料Ⅰ)

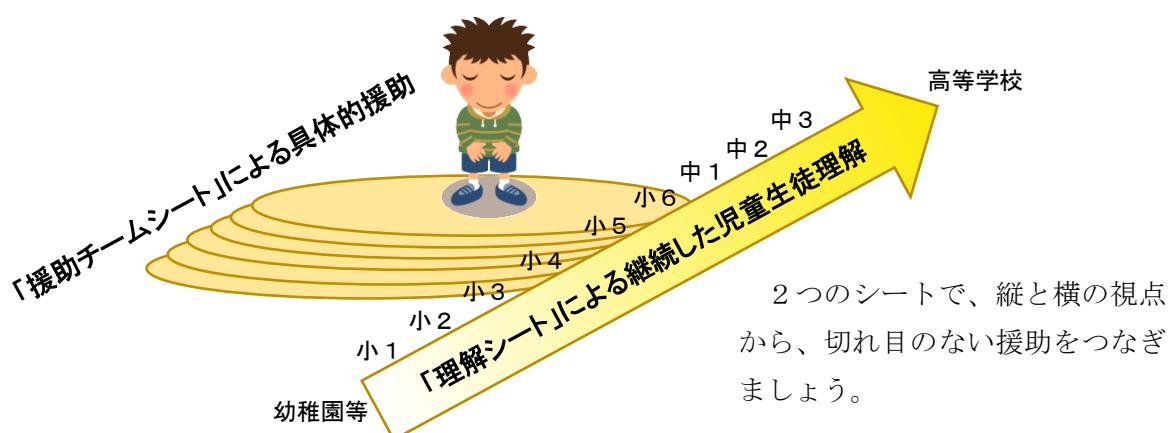
困っている不登校の児童生徒に適切な援助を行うためには、関係する教員等による**主観的な視点**、出席の状況やアンケート等による**客観的な視点**、児童生徒本人の立場に立った**共感的な視点**の3つの視点から、的確に理解し、アセスメント(児童生徒の状況やよいところ、必要としている援助などを適切に見極めたり、見立てたり)する必要があります。

そこで、「理解シート」を使って児童生徒の情報を整理し、関係者で共有しましょう。作成した「理解シート」は、必要に応じて随時更新しましょう。「理解シート」は、進級や進学の際には、生徒指導の記録として、引き継いでいきましょう。

○ 「援助チームシート」を作成しましょう (資料Ⅱ)

当該児童生徒に関わる担任や保護者、コーディネーター、生徒指導主事、SC、SSWなどによって構成する「援助チーム」を結成しましょう。「援助チームシート」は、不登校の児童生徒への具体的な援助を検討する際に使用するシートです。

チームで行う会議のイメージは、児童生徒を救うための「作戦会議」です。児童生徒の状況を複数の目で整理し、援助方針を定め、いつまでに誰がどのような援助を行うことができるのかを明確にして、組織的・計画的に援助にあたりましょう。必要に応じて、本人も会議に参加し、援助方針や援助の内容を検討しましょう。



[よりよい援助チームとなるために]

- チームの構成員（教員、保護者、SC・SSWなど）が共通の目標を立てましょう。
- 構成員が、それぞれの専門性と立場を生かして、困っている児童生徒を総合的に理解し、効果的に援助しましょう。
- 構成員は、担任、保護者など援助者の子どもへのかかわりを支え、援助力を高めましょう。



「援助チームシート」作成のポイント

困っている児童生徒を援助するための「作戦会議」を成功させましょう。

「援助チームシート」を作る会議のイメージは、「作戦会議」です。この「作戦会議」の目的は、子どものために、みんなで、今自分たちにできることを考えることです。

誰かを批判したり、一方的な要求をしたりすることは厳禁です。会議を始める前に、この趣旨を参加者全員で確認しましょう。



全員で「援助チームシート」を囲んで、できる援助、必要な援助を考えましょう。

まずは、当該児童生徒の情報を、持ち寄りましょう。

〔石隈・田村式 援助チームシート(4領域版)より〕
児童生徒 ○年○組 氏名 ○○○○

実施日時 ○○年○○月○○日 次回実施日時 ○○年○○月○○日 ~

出席者 母親、担任、適応指導教室相談員、SC、生徒指導主事(コーディネーター)

苦戦していること 生活習慣の乱れが改善しない。

「いいところ」は、できるだけ多く出しましょう。

記載する内容は、より具体的に書きましょう。

情報のまとめ		学習面	心理・社会面	進路面	健康面
いいところ (児童生徒の自助資源)	・学習状況 ・学習スタイル ・学力など	・理科が好き(担任) ・週1回は適応指導教室に通える。(相談員)(母)	・情緒面 ・人間関係 ・ストレス対処など	・得意なこと ・将来の夢 ・進路計画など ・高校進学希望(母) ・コンピュータやネットゲームが好き(担任)(SC)	・健康面 ・身体面での様子など ・概ね良好(母)
気になるところ (援助が必要なところ)	・学習意欲が低い。(相談員)(担任)	・自己主張が苦手(担任)(相談員)	・努力が継続できない。(母)	・朝なかなか起きられない。(母) ・運動不足(母)	
つての結果	・適応指導教室で、学習の援助をする。(相談員)	・話かけると、答えるようになった。(相談員)(SC)	・興味のある話題で関係づくりをする。(担任)(SC)	・インターネット使用時間などり決めを本人する。(母)	

本人や保護者が見てもいいように、傷つかない内容と表現に留意しましょう。

シートに記入する情報には、できる範囲で情報源を記載しましょう。

これらの情報や「理解シート」等をもとにして、目標と援助方針を決めます。

目標と援助方針に基づいて、誰がいつからいつまでどんな援助を行うかを決めます。

- 援助内容は、当該児童生徒が学校生活をより豊かに送るために何が必要かということに、ポイントを置きましょう。(本人が、自分で何ができる、心のケアに関する援助以外で、今どんな援助を必要としているのかを考えましょう。)
- 「誰がいつまでに」を決めるときには、決して当該児童生徒本人、保護者、教員を批判しないようにしましょう。

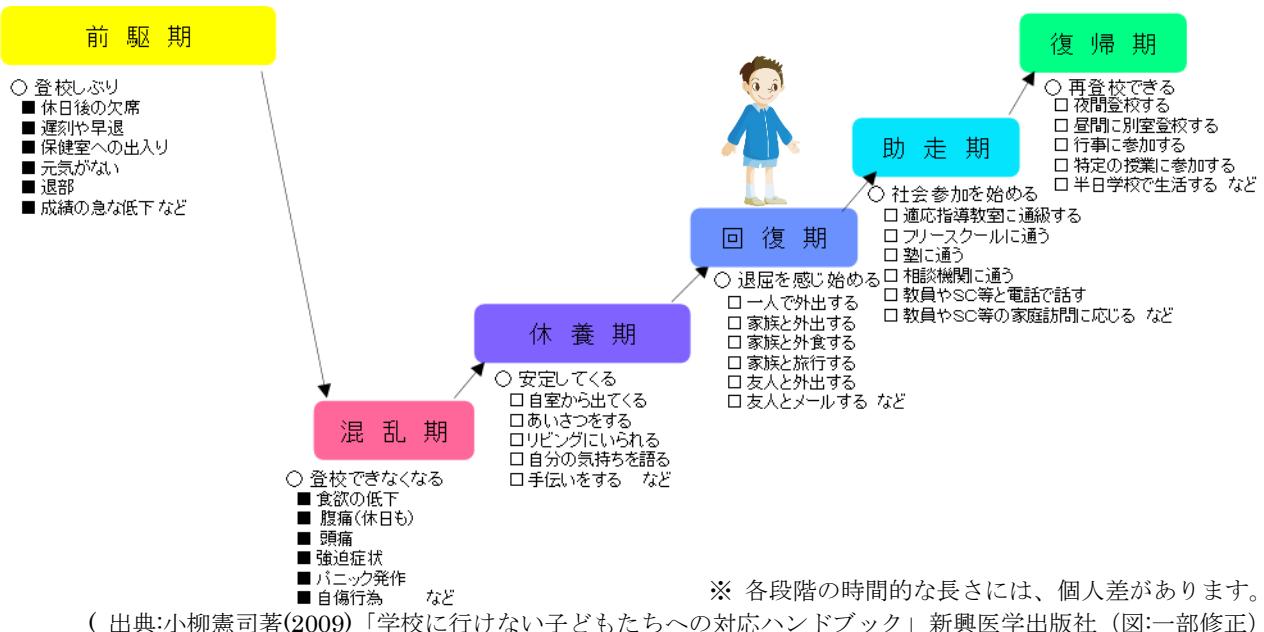
すべての枠を埋める必要はありません。まずは入れられるところから始めましょう。



「できる援助」で継続援助を

困っている児童生徒の状況（段階）によって、必要な援助は様々にわたります。私たちが、そのすべてをできるとは限りません。つまり、援助する教員や保護者にとって、「やるべき援助」と実際に「できる援助」が、必ずしも一致するとは限りません。無理な援助内容（計画）は、長くは続きません。作成した「援助チームシート」が有効にはたらくよう、実際に「できる援助」の中から、最も「やるべき援助」に近いものを探して、継続した援助を行いましょう。

[不登校の始まりと学校復帰までの経緯（例）]



（出典：小柳憲司著(2009)「学校に行けない子どもたちへの対応ハンドブック」新興医学出版社（図：一部修正））

困っている児童生徒は、心の中に、不安や葛藤や混乱を抱えています。援助を受ける子どもが方向性を見失わないために、援助チームには一貫した「援助方針」が必要です。「援助方針」が子どもの現状からかけ離れていては、援助が具体的になりません。困っている児童生徒の状況（段階）を見極め、実現可能な目標や、「今は無理に登校を促さない」などのチームの約束を方針に盛り込み共有しましょう。共有した「援助方針」の下、その子が適切な行動ができるように、今、その子にどんな援助が必要かを考えて、「できる援助」を実行しましょう。

[援助方針を探す検討の視点]

[援助方針]

- 適切な行動ができるように
その子にどんな援助が必要か？
- 適切な行動ができるように
その子にどんな環境が必要か？

できる具体的な援助

[援助]

- どんな援助を
- 誰が
- いつからいつまで行うか



学習支援と学習機会の確保を

困っている児童生徒への援助の最終目的は、将来の社会的な自立です。そのために、対人関係に係る能力や集団における社会性の育成などの「社会への橋渡し」を図るとともに、学びへの意欲や学ぶ習慣を含む生涯を通じた学びの基礎となる力を育てる「学習支援」の視点が重要です。「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）の結果から、学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛になるなど、学業不振が不登校のきっかけの一つとなっていることが明らかになっています。

そこで、義務教育段階では、学校での教育の実施を原則としつつ、特別な事情がある児童生徒には、児童生徒の特性に合った一人一人の学び方を尊重し、多様な教育環境を提供できるよう、教育委員会等において学習機会を保障することが求められます。

登校にあたっては、教室に入れない場合であっても、保健室、相談室や学校図書館など学校での居場所を作り、心の安定を図り、興味関心に基づく学びを行いながら、その居場所から徐々に学校生活になじませることも有効です。また、教室に入る際にも、自然な形で迎え入れられるよう配慮するなど、徐々に学級生活に順応できるよう指導上の工夫が重要です。

〔不登校中の学習支援〕（例）

- 家庭訪問における課題添削による学習支援
- I C T 等を使った学習支援
- 適応指導教室（教育支援センター）と連携した学習支援 など



〔復帰傾向時の学習支援〕（例）

- 保健室、相談室や学校図書館での居場所を作り、教員や学習ボランティア等による学習支援
- 所属学級の学習進度に応じた学習支援 など

学校外の施設において相談や指導を受け、学校復帰に向けた努力を続けている不登校の児童生徒もあります。このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するために、一定の要件を満たす場合には、施設において相談や指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができます。出席扱いとするためには、不登校の児童生徒の当該施設への通所や入所が学校への復帰を前提としており、本人の自立を助けるうえで有効・適切である必要があります。そこで、次のようなことを確認しましょう。

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていますか。
- 当該施設は、適応指導教室などの公的機関ですか。ただし、本人や保護者の希望もあり指導内容等が適切であると判断される場合には、民間の相談・指導施設も考慮して構いません。その際には、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断してください。

不登校児童生徒の懸命の努力を学校が適正に評価できるようにすることが必要です。

児童生徒の学業の不振の理由については、学習習慣、学習方法、学ぶ意欲の形成に課題がある場合、基礎的な内容の理解に課題がある場合、また、生活のリズムの乱れや、教師との関係が関連している場合なども考えられます。基礎的な内容を十分に理解できないまま進級や進学をすることで、新たな知識の習得が困難となるなど、学業不振に至る実態を適切に把握し、対応する必要があります。

しかし、最も大切なことは、日常の授業が児童生徒一人一人にとって、わかりやすく、楽しい授業であることです。日々、よりよい授業の実施に努めていきましょう。

